地域づくりを基盤とした
地域福祉の新たな官民協働を目指して



第3次東近江市地域福祉計画は、第2次計画を継承するとともに、社会福祉法の改正(2020年度)により2021年度に導入された重層的支援体制整備事業を視野に入れて策定しました。第2次計画が、東近江市版として当時の国の政策枠組みである「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を加工しながら取り入れたのと同様に、第3次計画においても東近江市としての独自性を加えています。また、コロナ禍での地域活動の難しさへの対応や差別や排除のない社会を目指すことを視野に入れた計画を目指しました。

東近江市としての独自性は、次の3点にあります。第1は、重層的支援体制整備事業が、「相談支援・参加支援・地域づくり」に向けた支援の一体的な推進を目指している点を受けて、「地域づくり」を強化する点から計画を構想したことです。通常は、「相談支援」を出発点にしながら計画が構想される傾向にあるのに対して、地域福祉の基盤として地域づくり・まちづくりがあるとの判断からです。その背景に、東近江市で先行する地域づくり実践が多様に展開されていることをあげることができます。

第2は、地域共生社会の実現を目指す人材の育成や発掘に、計画の重点を置いたことです。 重層的支援体制整備事業では、制度の横断化は言われていますが、人材の横断化(多機能化) には触れられていません。計画の策定を担った「地域福祉計画推進委員会」の多様な構成メ ンバーが、東近江市の地域福祉のリーダーであるとともに、その継承を課題と考えてきたこ とも影響しています。その意味では、第3次計画の進行管理を引き続き担う同委員会が、人 材の育成や発掘において事業の推進を図る役割を果たすことが期待されています。

第3は、庁内関係部署の職員によって構成されている「地域福祉プロジェクト委員会」が 策定過程で大きな役割を果たし、計画推進のための庁内連携の体制を構築したことです。こ の点は、第2次計画策定から大きく進展した点といえます。重層的支援体制整備事業は、庁 内連携や庁内合意形成がなければうまく進まない事業であり、策定作業を通して事業の本格 実施に向けての練習問題をクリアしたと言えます。

2つの委員会は、引き続き第3次計画の推進と評価に責任を持つことになります。民間主 導による地域福祉の人材育成を図り、官民協働のなかでその活動の場が広がりをもつことに 期待し、推進委員会の一員として今後も協力したいと思います。

東近江市地域福祉計画推進委員会 委員長 平野隆之